

# 会 議 録 目 次

平成 2 3 年 第 3 回 海 田 町 議 会 臨 時 会 ( 第 1 日 目 )

平成 2 3 年 4 月 8 日 ( 金 ) 午 前 9 時 0 0 分 開 会

日程第 1	会議録署名議員の指名について……………	3
日程第 2	会期の決定について……………	3
日程第 3	常任委員会委員の選任について……………	3
日程第 4	議会運営委員会委員の選任について……………	3
日程第 5	諸般の報告	
	報告第 1 号 損害賠償額の決定について……………	6
日程第 6	承認第 1 号 専決処分をした事件の承認について (海田町国民健康保 険税条例の一部を改正する条例) ……………	9
日程第 7	第 20 号 議案 平成 23 年度海田町一般会計補正予算 (第 1 号) ……………	1 3
日程第 8	発議第 5 号 閉会中の継続調査事件について……………	2 5
	( 閉 会 ) ……………	2 6



7. 欠 席 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

|           |   |         |
|-----------|---|---------|
| 町         | 長 | 山 岡 寛 次 |
| 副 町       | 長 | 三 宅 信 行 |
| 企 画 部     | 長 | 大久保 裕 通 |
| 総 務 部     | 長 | 内 田 和 彦 |
| 財 政 課     | 長 | 鶴 岡 靖 三 |
| 総 務 課     | 長 | 植 野 敏 彦 |
| 税 務 課     | 長 | 花 本 則 之 |
| 教 育       | 長 | 小 谷 桂 司 |
| 教 育 次     | 長 | 多幾山 晃 年 |
| 学 校 教 育 課 | 長 | 小田原 かおり |

~~~~~○~~~~~

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

|             |         |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 細 川 真 示 |
| 主 査         | 森 原 宏 生 |
| 主 任         | 中 村 修 介 |

~~~~~○~~~~~

10. 議 事 日 程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 常任委員会委員の選任について

日程第4 議会運営委員会委員の選任について

日程第5 諸般の報告

報告第1号 損害賠償額の決定について

日程第6 承認第1号 専決処分をした事件の承認について（海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

日程第7 第20号議案 平成23年度海田町一般会計補正予算（第1号）

日程第8 発議第5号 閉会中の継続調査事件について

~~~~~〇~~~~~

## 11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開会

○議長（久留島）皆さん、おはようございます。本日は大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は16名でございます。定足数に達しておりますので、平成23年第3回海田町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第1から日程第8に至る各議案でございます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（久留島）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、議長より、12番、崎本議員、13番、原田議員を指名いたします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（久留島）日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決めます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（久留島）日程第3、常任委員会委員の選任についてと日程第4、議会運営委員会委員の選任については関連がありますので、一括議題といたします。

（「議長、動議があります」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）多田議員。

○10番（多田）10番、多田でございます。常任委員会及び議会運営委員会委員の選任につきましては、選考委員会を設けていただきたいと思います。議長、副議長を含む7名の方を選任いただいて、選考委員会において常任委員会及び議会運営委員会委員の選考を行っていただきたいと思います。選考委員の選任につきましては議長に一任したいと思います。なお、常任委員会については、これまでどおり各議員に希望をとっていただきたいと思います。以上、動議を提出します。

○議長（久留島）ただいま多田議員より、各常任委員会及び議会運営委員会の委員の選任

について、正副議長を含めた7名の選考委員を選出してそこで選考されるよう、また、選考委員の選任については議長に一任し、常任委員会については希望をとられたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、本動議は成立いたします。よって、本動議を直ちに議題として採決をいたします。お諮りいたします。

本動議のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めます。よって、動議のとおりこれを決します。

それでは、選考委員を指名いたします。選考委員は正副議長並びに桑原議員、西田議員、西山議員、原田議員、佐中議員、以上7名を選考委員に決定いたします。

これより、常任委員会の希望をとります。用紙を配付いたしますので、自己の氏名及び第1希望、第2希望を必ず記入していただきたいと思います。では、用紙を配付します。

(用紙配付・記入・回収)

○議長(久留島) 選考委員会を開催しますので、暫時休憩いたします。選考委員の方は委員会室にお集まりください。

~~~~~○~~~~~

午前9時05分 休憩

午前9時33分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長(久留島) 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

ただいま選考委員会において各常任委員会の割り振りが決まりましたので、報告いたします。

委員会条例第5条第1項の規定により、総務文教委員会委員に下岡議員、宗像議員、西田議員、西山議員、原田議員と私で、以上6名でございます。福祉厚生委員会委員に住吉議員、渡辺議員、多田議員、前田議員、佐中議員、以上5名でございます。建設産業委員会委員に大江議員、兼山議員、桑原議員、岡田議員、崎本議員、以上5名をそれぞれ指名いたします。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めます。なお、議長は公平中立の立場から委員を辞任させていただきますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めます。よって、議長は委員を辞任させていただきます。

続いて、委員会条例第5条第1項の規定により、議会運営委員会委員に住吉議員、桑原議員、西田議員、西山議員、原田議員、前田議員、佐中議員、以上7名を指名いたします。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めます。ただいま指名した方を議会運営委員会委員とすることに決定いたしました。

それでは、各常任委員会ごとに正副委員長の互選を行ってください。総務文教委員会は議員控室、福祉厚生委員会は議長室、建設産業委員会は委員会室で正副委員長の互選を行い、議長に報告してください。なお、議会運営委員会については各常任委員会の互選終了後、委員会室で正副委員長の互選を行い、議長に報告してください。

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前 9時35分 休憩

午前10時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長(久留島) 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

ただいま、各常任委員会の正副委員長の互選が行われましたので、その結果を報告いたします。総務文教委員会委員長、西田議員、副委員長、西山議員。福祉厚生委員会委員長、前田議員、副委員長、住吉議員。建設産業委員会委員長、桑原議員、副委員長、岡田議員。以上でございます。

続いて、議会運営委員会において正副委員長の互選が行われましたので、その結果をご報告いたします。議会運営委員会委員長に原田議員、副委員長に西山議員と決定いたしました。

以上で、日程第3と日程第4についての審議を終了いたします。

この際、執行部の出席を求めるため、暫時休憩いたします。再開は10時20分にいたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時11分 休憩

午前10時20分 再開

〇議長（久留島）休憩前に引き続きまして、本会議を再開いたします。

この際、執行部の方に申し上げます。本日の臨時会の会期は本日1日と決定しております。

〇議長（久留島）日程第5、諸般の報告を行います。報告第1号、損害賠償額の決定について町長より報告を求めます。町長。

〇町長（山岡）皆さん、おはようございます。早朝より大変ご苦労さまでございます。本日は、報告1件、承認1件、補正予算1件を提出させていただいております。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

それでは、報告第1号、損害賠償額の決定について。広島市南区段原地内で発生した車両損傷事故の示談解決を図るため、その損害賠償額の決定について、地方自治法第180条の規定により専決処分したものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

〇議長（久留島）総務課長。

〇総務課長（植野）それでは、報告第1号、損害賠償額の決定につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分し、同条第2項の規定によりご報告させていただきます。議案書の1ページをお開きください。債権者は議案書に記載の方で、損害賠償額は1万6,400円でございます。専決処分年月日は平成23年3月30日でございます。事故の概要についてご説明しますと、平成23年3月4日午後2時55分ごろ、広島市南区段原三丁目地内中広宇品線を宇品方面に公用車が走行中に、向かって左側の道から本線に相手側の車が急に出てきて、公用車の左後輪付近に衝突、破損したものでございます。過失割合につきましては、当方を1割、相手方の過失を9割として賠償額を決定し、専決処分をさせていただき、示談を締結したものでございます。公用車の運転につきましては引き続き安全運転の徹底を喚起してまいります。以上で説明を終わります。

〇議長（久留島）以上で報告を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。西山議員。

〇11番（西山）11番、西山です。町外での事故ですけれども、その公用車は目的地はどこであって、行きだったんでしょうか、帰りだったんでしょうか。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（植野）こちらは、県庁での用務を終えて、帰りにこの事故に遭遇したということでございます。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）県庁に行かれることは多々あると思うんですけども、そのときにはちゃんとルートは決められているのでしょうか。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（植野）ルートにつきましては、そのときの交通事情等も考慮して、変更の場合もございます。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。過失相殺割合が9対1とありますが、この査定はどこで行われておるのか、お尋ねいたします。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（植野）こちらにつきましては、こちらの加入の保険が全国町村会が運営する保険でございますが、そちらが委託しておる保険会社と相手側の保険会社とで協議して決定しております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）この過失相殺割合の設定について、3通りあるんですね。一つは、損害賠償のそういう判定。もう一つは、今言われる保険会社。もう一つは、弁護士がそういうやり方の査定。この3種類があるわけですが、果たして保険会社同士がやるのがいいのかどうか。しかも、今の説明を聞くと、後方に接触したという説明がありますが、10割向こうが悪いというような判断を受けるんですが、その点はどうか、お尋ねします。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（植野）今、私どもが加入しております町村会がやっております保険につきまして、保険会社に委託しておりますので、損害賠償額の決定についてはそちらと町村会が協議した結果、こういう割合となっております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）14番、前田ですが、もうひとつ今の説明でわかりにくいのが、要するに交差点であろうと。左から出てきた、こういうことなんですから。その交差点の大きさ

ですね。直進道路中広線はおおむね私もわかっておるんですが、左から出た道路の幅がどうだったのか。というのは、一つにはやっぱり運転手の責任。これは9・1じゃから別にどうこうという問題じゃなくて、やっぱり前方不注視というか、左側優先の原則がある。信号機があるのかないのか、そこらも含めて尋ねたいんじゃないか。道路の大きさ、信号があるのかないのか、こういうことで二つほど。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（植野）この交差点につきましては信号はありません。それと、相手側の道幅は約4メートルでございます。

○議長（久留島）ほかに質疑はございませんか。桑原議員。

○6番（桑原）6番、桑原です。先ほどから話が出ていますけれども、左方優先と。私も事故をしたことがあるんですけども、その左方優先ということ踏まえて9・1だと思うんですが、大体、100・0という過失割合は、私の経験から言いますと、とまっておる車へぶち当たっていかなきゃ100・0にならないというふうに思っています。だから、9・1というのは、動いておる車同士というのはどうしても9・1ぐらい出る。それを踏まえてかんがみますと、やはり相手方に大きな責任があるというふうに判断いたします。それと、先ほど質問が中途半端になったんですが、これは帰りの、だから、順序。どうやって帰るのかということは決まっていなとおっしゃいましたけれども、やはりこれは交通の渋滞であるとか、いろいろ事故があつたりとかいうことで変えられるのは結構なんですけど、大体のルートというのは決められるつもりはないですか。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（内田）一つの、最初の9対1につきましては、車が動いている中での事故だったということで、1割、町としても負担が出てくると。それから、出張等における交通手段につきましては、できるだけ早い交通手段でもって帰る方法と、渋滞状況等を勘案して、それぞれでもって判断していただくというふうに考えております。

○議長（久留島）桑原議員。

○6番（桑原）じゃ、運転手のそれぞれの判断で順序を決めて帰るということよろしいんですか。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（内田）基本的には、道の大きさ等もありますけれども、一番早く帰れるようなルートと、あとは交通渋滞等を勘案して判断していただくと。基本的には事故の少な

いような道を選んでいただくということでございます。

○議長（久留島）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。本件については、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので、承認案件ではございませんので、報告第1号についてはこれをもって終結いたします。これにて諸般の報告のすべてを終了いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第6、承認第1号、専決処分をした事件の承認についてを議題いたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）承認第1号、専決処分をした事件の承認について。海田町国民健康保険税条例の一部改正につきましては、地方税法の一部を改正することに伴い、課税事務上の必要があり、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことから、本年3月31日付けで専決処分させていただいたものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）税務課長。

○税務課長（花本）それでは、承認第1号、専決処分した事件の承認についてご説明いたします。議案書2ページをお開きください。地方自治法第179条第1項の規定によりまして、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によって報告し、町議会の承認を求めるものでございます。専決処分の内容は別紙専決処分書のとおりでございます。専決処分年月日は平成23年3月31日でございます。

議案書3ページをお開きください。専決処分書。海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。平成23年3月31日。海田町長、山岡寛次。

それでは、条例の改正内容を資料2の海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の要旨によって説明いたします。また、資料1の海田町国民健康保険税条例新旧対照表もあわせてご参照いただきたいと思います。まず、第2条の課税額については、基礎課税額分限度額を50万円から51万円に1万円引き上げます。次に、後期高齢者支援金等

課税分限度額を13万円から14万円に1万円引き上げます。次に、介護納付金課税分限度額を10万円から12万円に2万円引き上げます。合わせて4万円の引上げを行うもので、合計73万円から77万円になるものでございます。次に、第23条の国民健康保険税の減額につきましては、資料1の新旧対照表の2ページをお開きください。これは、第2条の課税限度額の変更に合わせて引用部分の改正を行うものでございます。なお、施行期日につきましては平成23年4月1日でございます。以上で説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。限度額をこれだけ上げるというのがありますけれども、海田町の国保税は広島県内で、1番じゃないけれども、2番、3番というのが、ここ四、五年ずっとワーストスリーの中に入っておるんですね。さらにこれの限度額を引き上げることによってますます税が高くなる。広島県平均で見ても1万円ぐらいずっと違ってきておるわけですね。高いわけです。執行部はそれなりに努力されて、一般会計からの持ち出しも含めていろいろやっておいでですが、非常に国保会計を圧迫するということから、こうせざるを得ないかもわかりませんが、しかし、国保世帯加入者は非常にこれによってかなりの負担がずっときておるわけです。私が調べてみると、限度額がずっと変わってきておるんです。それは平成20年度で、例えば国保にしたら47万円が51万円に今度23年度になるわけですが、そうなるし、後期高齢者でも12万が14万になる。これは平成20年度と23年度の比較を今説明しておるんですが、介護については9万から12万に変わってくるということで、限度額は合わせて68万から77万に負担額が増えてきておるんです。非常に町民に負担を押しつけるということについては私は非常に残念だし、本来の自治体のあり方から見ると、やっぱり暮らしを守っていくことが一番大事なんですね。今特にこういう景気の悪化、所得がどんどん低下しておる中でそれを押しつけること自体、私は非常に悩んでおるわけですが、これの改善方法、何回も言うんです。税の法に基づいて町民に押しつけて、国や県のそういう援助が全く姿と見えにくいんです。その辺の努力をせん限りはいつまでたってもこれが出てくるわけですが、その辺をお尋ねするんですが、いかがでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）税率その他につきましては、現在の町民の方の負担割合ということで、引き上げをしないという形にしておりますが、この課税限度額につきましてはあくまで

も法律のとおりにするというふうに従来もしてきておりますし、今回もそのように判断しておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）限度額を上げると今度はいろんな税や料に影響してくるんですね。例えば介護保険、1号保険については今最高が22年度で7万7,652円、23年度はもう決まっておるんですが、7万8,660円になっておるわけですが、24年度について限度額を上げることに、またこれが影響して上がるようになるわけですね。この辺について、後期高齢者も一緒でしょうけれども、この辺は、これが引き金になって上がってくるんじゃないかというように思うんですが、それはどうなんですか、お尋ねします。担当がおらんけんあれですが、税の方だけが今出席されておるんですが、必ず1号保険は影響してくると思うんです。1,000円ずつ毎年上がってくる3年間のそういう査定というか、見直しの中でこれはかなり影響してくると思うんですが、それはどうなんですか、お尋ねします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）それぞれの法律がどのようになっていくかということについて見守ってまいりたいと思えます。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）11番、西山です。各基礎課税分、後期高齢者支援金等課税分、介護給付金課税分、今回の限度額の引き上げを、各税によってどれだけの所帯の方が、平成22年の実績でいきますと影響がある所帯なんでしょうか。

○議長（久留島）税務課長。

○税務課長（花本）今回の引上げ分に伴いまして影響がある分については、基礎課税分については51世帯、後期高齢者支援金等課税分につきましては77世帯、介護納付金課税分につきましては80世帯の方が対象になります。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）これによって総額どのぐらい増えるのか、お尋ねします。

○議長（久留島）税務課長。

○税務課長（花本）総額は、約でございますが、280万円と試算しております。

○議長（久留島）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論があるようですので、これから討論を行います。まず、反対討論を許します。佐中議員。

○15番（佐中）承認第1号、国保税限度額引き上げについて、反対討論を行います。

内容は国保税、後期高齢者支援金等課税分、介護納付金課税分の限度額引き上げによるものです。国民健康保険税の限度額は、22年度に47万円を3万円上げて50万円、広島県後期高齢者医療連合の保険料限度額、22年度には12万円を1万円引き上げて13万円、介護保険料は21年4月から9万円を1万円上げて10万円、20年度の限度額は合わせて68万円、21年度は69万円、22年度は73万円、今回23年度は77万円となっております。引き上げる側から言わせれば、応能部分で比較的高額所得を得ているからということでしょうけれども、私は、国の負担を大幅に削減し、国保加入者に押しつけていることに問題があると考えます。全体として高過ぎる国保税や料を支払えずに自殺したり、保険証を取り上げられて受診ができず命が奪われるなど、全国で重大な事態が相次いでおります。所得300万円の4人家族で国保税や料が40万円以上という過重負担です。これは全国の大体主なところですが、国保料の収納率は下がり、その結果、制度そのものが危うくなっております。ここまで国保料が高くなってしまった原因は、従来の自民党のもとで国保会計への国庫負担の割合を50%から25%に半減させてしまったからであります。海田町の滞納は36.63%に達しております。国保料や税が高過ぎて払えず、保険証を取り上げられた世帯が全国で30万世帯を超え、保険証がなくて病院にかかれず手おくれで死亡する実例が全国から報告されております。政府は、払えるのに払わないことが証明された場合以外は慎重にお願いしていると答弁しております。保険証取り上げを義務づけた国保法を改正し、生活困窮者から保険証取り上げを直ちにやめるべきであります。また、公的医療制度があり、通院でも入院でも3割も窓口負担を取られるのは、先進国では日本だけあります。公的医療制度は、お金のあるなしにかかわらず、全国民に必要な医療を保障するためにつくられたものであります。窓口負担は無料、低額が当たり前で、お金がないと治療が受けられない、重い病気になれば治療費が払えなくなるというのでは制度の意味がありません。日本も1980年代前半まで、国保に加入する労働者本人や70歳以上の高齢者は窓口負担が無料でありました。その原則を突き破って、1割、2割、3割と、改悪を繰り返して医療制度を国際標準から大きく後退させてしまったのが

今までの政府でございました。今、年収300万円未満の世帯では4割の人が、ぐあいが悪くても医者にかかれないなど、負担を苦にした受診抑制が深刻化しております。窓口負担を軽減し、貧困のために医療を受けられない人をなくすることは、日本医師会をはじめ医療機関・団体がそろって要求する国民的課題であります。町も国保会計へ繰入れをしたり、町長も町民の暮らしを守ることが私に課せられた最大の責務であると認識していると答弁され、努力は認められます。平成23年度の予算編成に当たっては、下水道料金や国民健康保険税の料金改定を見合わせるなど、できるだけ町民の皆さんの負担とならないよう対策を講じる方針と答弁したばかりではありませんか。

以上の理由で承認第1号に対し反対の意思を表明して、討論を終わります。

○議長（久留島）ほかに討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、起立により採決を行います。お諮りいたします。

承認第1号は、原案のとおり承認することに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（久留島）着席してください。起立多数と認めます。よって、承認第1号は原案のとおり承認することと決定いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第7、第20号議案、平成23年度海田町一般会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第20号議案、平成23年度海田町一般会計補正予算（第1号）。平成23年度海田町一般会計補正予算（第1号）については、青少年指導事業費の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）それでは、第20号議案、平成23年度海田町一般会計補正予算（第1号）について、お手元にお配りしております資料3の平成23年度補正予算説明書により、歳出からご説明いたします。2ページをお願いいたします。教育費の教育総務費の事務局費の青少年指導事業につきましては、海田町に青少年指導員3名を配置するため、518万7,000円を増額するものでございます。

続きまして、歳入をご説明いたします。1ページをお願いいたします。繰入金の基金

繰入金の財政調整基金繰入金につきましては、このたびの補正の財源とするため、518万7,000円を増額するものでございます。

続きまして、議案をご説明いたします。第20号議案をお願いいたします。このたびの補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ518万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ85億6,718万7,000円とするものでございます。以上で、平成23年度海田町一般会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。崎本議員。

○12番（崎本）12番、崎本でございます。今説明がありましたように、青少年指導員を増員するというところでございますが、私は昨日、中学校の入学式に出席したわけでございますが、1人の生徒に3人の職員というか、指導員というか、おっても成果が全然上がらないというような状況なんです。だから、私は町長の施政方針の中でも言うたんじゃが、芽が小さいうちに早く摘み取って防止策をせんかったら、私が入学式に出席しても、入学式じゃというのに外でワアワア言うし、中では入学式点呼があっても返事もしない人がおる。そういう人たちがだんだんだんだん増えたら、ほかの生徒がかわいそうでなりませんので、私はこういう処置に対して指導員3人じゃどうのこうのじゃ手ぬるいと思います。徹底的に、芽が小さいうちに皆、対策を講じて、それこそ学びやすい学校をつくらにゃいけないのじゃと思いますが、町長はその私の意見に対してどのような考えか、お聞かせください。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）ご指摘のように、昨日の中学校の入学式にも行かせていただきましたが、予算委員会の当時からこういう問題に対しても教育委員会といろいろ密に協力しながら対応してきたわけでございますが、今ご指摘のように、早いうちにとにかく正常なものに返すということから今回、補正予算を組ませていただいております。よろしく申し上げます。

○議長（久留島）崎本議員。

○12番（崎本）だから、私は反対じゃないんですが、今後とも保護者あるいは学校等の要請があったら徹底してやってもらいたいんですが、前向きな姿勢があるかないか、それを。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）これは真剣に取り組んで早急に対処していきたい、こういうように思っております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）14番、前田ですが、今、町長は真剣にやる、こういうことですが、当然のことと思います。まず、それだけの気構えがあるのに、わずか新年度まだ3日か1週間しかならんのに、今ごろになって補正予算を組まにゃならんようになったと。なぜ、だから、いわゆる旧年度のうちに予算を組むときにこれがわからなかったのか。今の言葉と、言うたら、裏腹のような話。口先だけの答弁なんだよね、これが。その辺をまず一つ聞きたい。何で今ごろの予算になったのかということが一つ。

それともう一つは、3名ということだが、これは前から何名か指導員はあったと思うんじゃけれども、勤務体系がどういうふうになっていくのか、この辺がわからん。例えば、今言うた、厳しくいくためには、マン・ツー・マンじゃないが、場合によっては、わしもちょっと忘れたけれども、今、12歳やら13歳まで刑事罰を問うとか何か刑法の改正もあったようにも思うけれども、詳しい年齢はわからんが、そこらのことを含めて、もっと、どういう体制になって、場合によっては身柄の拘束、そういうことまでやるのかどうかということ。今みたいに、町長、まず、わからなかったというて、今急にそういう予算を組まれたと、こういう、わしはそこらの理由が、全く計画性がないというか。聞くとところによると、2年生の子だと。ということは、去年からこういう子どもがおるといのはわかっておるんやね。全く計画性がないとか、行き当たりばったりの答弁。過去もいろんな問題で言うておる。その場限りの、いわゆるのど元を過ぎればというようなことでね。何か中途半端なことをやっておるんだよね。

だから、もう1回繰り返しますが、なぜそういう計画性の予算が立てられなかったかということ。今ごろになって慌てて補正を組まにゃならんという。1週間そこそこで補正なんていうのは哀れな施策じゃと思うけれどもね。全くお粗末としか言いようがない。それと、さっき言うた、こういう勤務体系。そして、あえて言うなれば、そういう子どもが何名おるのか、私にはわかりませんが、なぜそのことが今になるまで、3名、もともと何名か指導員がおったのに、1名か2名か知らんが、増員のために約500万ほど増やす、こういうことですかね。そこらをあわせて聞いてみたい。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（多幾山）1点目の、なぜこの段階で急きょ補正を組むことになったのかとい

うことにつきましては、当初予算の段階では青少年指導員1名ということで、この者は広く不登校あるいは問題行動の背景を家庭訪問などによって対応するべく、海田中専属の生徒指導員ではなく、各学校に対応できる指導員として配置を計画しておりました。しかしながら、昨年度末、海田中学校の状況を踏まえ、急きょ3月3日付けで元自衛隊の指導教官である者を指導補助として1名措置しておりました。その後、この者の実績を分析した中で、まず一定の効果が見られたということが一つでございます。そして、その後、春休みになってからの状況も、現中学2年生の生活上の課題は改善には向かいませんでした。4月1日、新校長が着任した後ほぼ毎日、新校長と教育長が今後の問題解決の方策を協議してまいりました。そうした中で、新しいスタッフがしっかり子どもたちと今後向き合っていく上で、学校の授業がきちっと成立するためには、その教室を抜け出したり、あるいは授業に集中できない子どもに対しては別途指導補助の指導員がいた方がよいと。授業をきちっとまじめに受けようとしている者に対しては、教科の担当者がしっかりそこについていける体制をやはりつくる方がよいというような協議になったことが主な原因でございます。教育長は、そうであるならば、昨年度末に配置していた元自衛隊の指導教官のみならず、各学年に1名ずつ配置し、合計3人を海田中学校常駐の生徒指導員として対応させることの方が効果が見込まれるという判断をいたしまして、取り急ぎ補正予算要望をしたというところでございます。

また、第2点の勤務体系につきましては、これら3名は週29時間の勤務の体系で、学校長がその局面、局面に必要であると思う業務を指示いたしまして常駐させるという方法でございます。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）今の説明が、わかったような、わからんような。最初にも言うたように、途中から自衛隊のOBを1名増やしたとか。だから、そんなことは去年のうちからわかっておったんじゃないかと。それが今ごろの補正になった理由にはならんんじゃないかと。町長が言うように、本気でそういうことに対応するというなら、去年のうちに新年度の予算に組み入れられにやいかんはずなんよ。だから、それを補正になった、今の次長の言い分が何か単なる言い訳であって、説明にはなっておらんような気がする。そういうものを、場合によってはマン・ツー・マンでやるのか、どういうふうにするのか。学年にそれで、今言われた1名ずつだということなんよ。今、だから、何名の子どもがそういう者がおって、それで、学年に1名の指導員で足り

るのかどうかというのを、まずこれを聞きたい。何回も言うように、去年のうちからずっとわかってきておるものを。

それでもう一つ、今、学年に1名ということになると、海中なら海中だけということになるが、最初の1名は本町全部を含めてというような答弁も返っておるんじゃないかね。西中にも何か、卒業したからおらんのかどうか、わしはわからんじゃけれども、そこらも含めてもう1回、その勤務体系というか、1日5時間ぐらいかな、週29時間ということになるとね。ちょっと計算は違うかもわからんが。そうすると、1日5時間ということは、朝の8時からになるとどうなるのかな、放課後という時間になると15時ぐらいの時間になるんじゃないかと思うが、ちょっと時間が足らんのかなというような気もせんでもないが、ちゃんとあるのかな。ちょっと足らんとするけれどもね。それで指導できるのかどうか、これをもう1回繰り返しお聞きしたい。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（多幾山）課題のある生徒につきましては、もちろん程度の差はございますけれども、指導が入らない状況にある生徒は今第2学年で約20名ほどおります。そういった子どもに対しての3名の勤務は、ほぼ平均1日7時間業務を、勤務時間を割り振り、年間で212日、これは長期休業中も一定日数は勤務できる体系で描いております。そういう中で、本来的には学校の正規の採用教員が子どもたちとの人間関係をしっかり築いて授業を質の高いものとし、学級の経営にじっくり当たっていくことで、根本的には問題解決に向かうものと思っております。これはもちろん海田中学校のみならず海田西中学校においても必要なんですけれども、そういったことにしっかり各担任、教科の担当が専念できるためには、今のような個別の課題には別途個別指導ができる体制やら、話を聞ける環境で指導員が別途当たるということは効果があると。それも非常にこの3学期末から新年度がスタートした時点でにわかかな状況でその学校の危機感は私どもも報告を受けておりますので、ここは早急に指導員を必要とするという状況だと判断いたしました。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）あえてやかましゅう言うんじゃないけれども、先ほどもちょっと言うたように、今だったらどういうふうな注意をするのか、ようわからんじゃが、そこで隔離というのか、拘束というのか、そこらのところまで、ある程度のことが毅然たるものでできるのかどうか、非常に権力との関係というか、そういう職責、問題があろうと思

うから、簡単には身柄の拘束というのもできんかもわからんが、本当にほかの子どもが安心して授業を受けられるとか迷惑をせんように授業を受けられるとかいうことになる、ある程度何かそういうことも含めて考えにゃいけないんじゃないかと思うが、何か答えられればちょっと考えてみてください。どうか。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（多幾山）今ご指摘のように、大半のまじめに授業を受けようとしている子どもたちへの授業を安定的に実現させるために、飛び出した子どもたちには個別の指導をする。隔離といいますか、個別の指導をしていく体制が現状は必要な状況であります。あくまでも正常な授業、学級は本務教員がしっかりそこにつくという環境をつくるための方策でございます。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。具体的にお尋ねしますけれども、青少年指導員の対象ですね、学校内だけなのか、それとも、それを含む周辺なのか、それとも町内全体になるのか。先ほど答弁はありましたが、海田中学校だけなのかどうか。西にもおりますから、そこら辺は定かでないので、お尋ねいたします。

それで、指導員の職務範囲、これはどの程度までやられるのかどうか、お尋ねいたします。

それから、今るる質疑の中やら答弁の中にありましたけれども、私も保護者の一部の人からあって、中学校も参観したわけですけれども、学校が正常ではないというのは事実ですね。しかし、学校というのは、わからない子どもを育てていくのが学校であって、わからないのを放置して威圧的に圧力をかけたり、権力で圧力をかけて授業を受けさせる、これが果たして正常な対応の仕方なのかどうかというのも疑問に残るわけです。本来であれば、学校のあれを防ぐ危機管理を十分討議をなさってやっておられる、そのことは対応の仕方ではわかるんですけれども、学生に楽しく授業を受けさせるような、こういう手だてが欠けているというように思うんです。圧力でどんどんやって、権力や圧力でやっていくこの今の姿。今の状況では対応はそれしかないのかもわかりませんが、ここにまたいろんな問題があるし、それから、教員は教員として、授業を受けられないような、そういう教室での対応。1人ではできないから、それも必要なのかもわかりません。これらを含めて、本来、教育の姿ですね。私から見れば、何か今まで放置してきたのがたまりにたまって、ここにツケが出てきた。もちろん長年の社会のそういう

悪化の反映でもあるわけですが、そこから手をつけん限りは、いつまでたっても同じことをずっと何十年も続けていくような気がするわけです。もちろん緊急な場合はこういう対応も必要なのかもわかりません。しかし、教育委員会としてはちゃんと、できない子どもできるようにする、ここに手当てをやるということですね。問題行動の子どもに特別支援をしていくとか、そういう方向。もちろん対応は十分考えてやっておいでですが、私はこういう、これも大事かも知れませんが、基本的には人間形成のために子どもを育てていく、それは教育委員会が中心になってやる。町もそうだし、我々もそうだし、保護者も地域もそうなんです。ここにやっぱり大きくウエートをかけん限りは解決の方法は導かれんのではないかと、いうように私は思うんですが、その点はどうですか、お尋ねします。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（多幾山）まず、第1の指導員の業務範囲につきましては、校内外の巡視、あるいは校外での生徒指導につきましての指導もいたします。冒頭部分で申し上げましたように、当初予算で計上しております青少年指導員、その1名については町内全体の小・中学校への対応をさせますので、この者が町内小・中学校に起こる不登校、問題行動への対応を全町的に行い、このたびの3名につきましては基本的には海田中学校常駐ですので、海田中学校内外の業務を範囲としたいと考えております。

もう1点の、今後の教育の方針につきましては、ご指摘のように、授業をいかに大切にして楽しいものにするかというのは、学校の教員にとりましては本分でありますので、もちろんそれは個々の教員の質の向上のための手だてが教育委員会としてはまず1に必要であろうと。現状のような問題行動が多く発生しますと、その個々の問題対応だけに追われますと、本分である授業に対する研究であるとか、授業の準備であるとか、そういったことが後に後に回ってしまいます。したがって、このような問題の個々の対応については、他の業務補佐であるとかそういう者に一定レベル預けながら、本分である授業や学級の経営についてしっかり余裕を持って準備をさせ、その授業や学級の経営の質を高めていくことが非常に重要ですので、我々教育委員会といたしましてはそこに全面支援、全面指導をしていくことが結果的に学校力を向上し、問題を解決するものになると考えております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）この間、参観をさせてもらったんですけれども、生徒が後ろを向いて平

気でおるといような状況が何人か見られたんです。もちろん教科書を持ってこん子もおったし、非常に残念な風景を見たんですけれども、教育委員会として、そういう子どもが勉強を受けられないような状況。例えば我々でも、楽しいことは率先して行くけれども、そうでなかったら苦痛になるんです。それが、人間形成ができていない子どもにとって、一日中そこに座らせてやること、これは非常に子どもにとっても耐えがたいというように思うんです。だからああいう状況が出てくると思うんです。それは、突き詰めてみれば、幼児のころ、家庭のことから、小学校のそういう教科の問題、いろいろ関連がずっと出てきて中学校にそういうのがあらわれてくるわけですね。そこら辺からずっと教育や、そういう幼児の教育ですね、家庭ももちろんそうですから。そこら辺から位置づけてやらなかったら、解決のしようがないんですよ。だから、そういうところの位置づけを明確にさせていただいて対応してもらわなかったら、どうにもならんわけですね。私は感じましたよ。子どもにとっても非常に被害者でもあるし、また、授業を公平に受ける権利も子どもにはあるわけですから、それもあるし、できる子、あるいは今までそれについてきた子ども、これが妨害されても困るわけですね。その一つのあらわれでこういう指導員を置かれるわけですが、しかし、教育委員会としては、本当に社会へ出て立派な人間を育てる、ここに基本を置く。そのための過程がずっと前段にあるわけです。そこら辺からやっぺいかん限りは解決できないよと言うておるんですが、それはいろんな政治の仕組みの中にもあるわけですね。だから、一番いい方法をやっぺい対応していかんかったら困るんですよ。そうすると、圧力だけで子どもを静かにさせて勉強させる。今の対応はそれしかないかもわかりませんが、もっとさかのぼってやる、この決意というか、その方針をお伺いします。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（多幾山）ご指摘の、子どもたちが育っていく、中学校だけではないその前段階の指導につきましては、これは常日ごろ教育長が、中学校に今起こっておる問題は中学校だけの問題ではない、これは小学校の問題でもあるということは強く強く教職員に言っております。同時に、してはならないこと、すべきこと、そのことを毅然として徹底して指導するということも、これは小学校から一貫して、中学校の場でも全町小・中学校で指導を一貫して行うべきことであろうと思っております。そのような中で、中学校では一昨日も私は正門の登校指導の様子を見ておったんですが、新しい校長、新しいスタッフで、決めたルールに対しては毅然と真正面から指導しながら、全校が一枚岩と

なって指導に当たっていく様子を見てまいりました。また、現在その姿勢、その方針を保護者に理解してもらうよう、学校が働きかけているところでもあります。そういう一貫性、毅然とした指導によって議員さんご指摘のような方向に向かわせてまいりたいと考えます。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）11番、西山です。平成23年度の予算執行が始まって8日で補正予算案が出たことにびっくりしたわけです。その内容を見ていますと、先ほども説明を受けますと、青少年指導事業の人件費でした。この問題は、平成22年度に23年度の予算編成を審議する特別委員会のときに、ここの人件費はこれで大丈夫ですかと質疑いたしました。そのときに、大丈夫ですと。先ほどの答弁では、緊急に3月の末、4月から大変なことになったという説明でしたけれども、これは数年前からの課題でございました。もっと予算編成に対して、この問題を当初に上げられなかった理由をまず1点お聞きします。

次に、この指導員さんですけれども、資格はどのような資格を持った指導員さんを募集なさるのでしょうか。

3点目は、この予算案が可決されましたら、いつまでに雇用されて、いつから中学校に配置なさるのでしょうか。

次に、先ほどの指導員さんの役目は、校内で、学校を出たりとか、机に座るとか云々とか、校外の生徒指導までを言われましたけれども、じゃ、従来の青少年指導員さんは保護者対応をされておりましたけれども、保護者対応はなさるのかどうか。そういたしますと、今の雇用時間内では大変厳しいと思いますけれども、その点についてはどのようにお考えになっておりますでしょうか。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（多幾山）まず、1点目の予算特別委員会の時点で、確かに当初予算においては1名配置でやっていくというふうに私が説明いたしました。途中、先ほども説明いたしましたように、本来は学校の職員が個々の指導、あるいは組織において学校の生徒指導課題には向かっていくべきところです。県の教育委員会からの措置において、通例の教員定数よりも1名多い、これは加配という形で生徒指導に対応するべく、1名多い状態が予算特別委員会の時点で、見込みではありましたが、見込まれておりました。また、これも県費ですけれども、特別な配慮を要する児童・生徒に対して措置される県の非常勤講師の措置要望も出されておりました。したがって、その時点で県費で幾らか

バックアップの体制は整うものというものがあつたことが当初の予算特別委員会のときの状況でございます。しかしながら、先ほど言いましたように、にわかにはその年度末の状況、あるいは年度当初の状況から、別途、学年に1名の指導員によって適切に対応できる手だてが要するという判断があつたからでございます。

第2点目の資格につきましては、特段の資格を限定するものではございません。現在、意欲と適性において十分である者を鋭意探しておるところでございますので、特別な資格を有することは限定をかけておりません。

第3のいつからの雇用かということにつきましては、先ほどの昨年度末に任用していた元自衛隊指導教員の者については、本議会で議決をいただきましたら来週4月11日からその1名につきましては発令する準備をしております。他の2名につきましては今鋭意探しておりますので、見つかり次第速やかに配置したいと考えております。

4点目の業務内容につきましてはの保護者への対応は、当初予算で措置いただいております1名については家庭訪問等保護者への対応をさせますが、このたびの常駐の3名につきましては基本的に生徒への対応等を中心としますので、保護者対応は考えておりません。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）そういたしますと、平成23年度の当初予算に今回の人件費が計上されていないということは、これほど深刻な学校の状況であつたということをお認識なされていなかったんでしょうか。1点です。

2点目は、今の3名のうち1名は元自衛官を採用と説明を受けましたけれども、あと2名はやはりそういった方なんでしょうか。それとも青少年指導員にふさわしい審査の中の2名なんでしょうか。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（多幾山）海田中学校の生徒指導上課題の危機的な状況というのは予算特別委員会の時点で認識していなかったということではございません。ただ、先ほど申しましたように、問題解決の根本というのはやはり学校の教員が気迫・気概を持って子どもたちをよくするというので立ち向かっていくものがやはり最終的には根本的な解決に向かいます。このたびはそういった環境を整えるために緊急的に今整えることが効果的であると、年度末、年度当初の状況から判断したものでございますので、危機感において、あるいは認識において、その時点で、なかったということではございません。

それから、第2点目の2名につきましては、今の元自衛隊、元警察官というような職に限定した選定、人選はしておりません。いろいろな社会人での経験やスポーツ指導員、教員とは別の角度から子どもに対応できる、そういう視点からの人選をしておりますので、特定の職種の方を限定して人選しているわけではございません。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）先ほどのご答弁で、県費の方を予定していたという、この方たちは配置されたのかどうかということ。

もう1点は、今緊急的に3名の、各学年に青少年指導員さんを配置されるわけですが、今後、よりよい施策があったときにはやはり予算計上して積極的に対応されるお考えがあるかないか。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（多幾山）県費の教員につきましては現状、本務採用者として1名増という形が既に実現しております。また、県費の非常勤講師につきましては既に人選が終わり、予定では来週4月11日からの発令の予定となっております。今後のいろいろな局面に応じて打てるべく手だては全面支援という形で打ってまいる、そういうつもりでございます。

○議長（久留島）ほかに質疑はありますか。桑原議員。

○6番（桑原）6番、桑原です。補正予算が組まれたということで、私も何人かの議員から言われたとおりで思っております。なぜ当初予算ではないのかということは懸念しておりますけれども、私も先日、仲間の議員と参観に行きました。大変、見ておられないような状況。机の上に授業道具は出ていない、鏡を持って髪をいじっているという、そういう状況を見て、何かテレビを見ているような、「積木くずし」のシーンを見ているような、そんな感じさえいたしました。先ほど皆さんが、教育委員会の方からこの危機を聞いたんですけれども、先週でしたか、道祖園の下の方で小学校6年生ぐらいの子ども3人ぐらいがたばこを吸っていました。やっぱり、何というか、中学校へ上がるのに、予備軍がたくさんいるんだなという感じさえしております。そこらのところを手当てしないと、先ほど言った、根本的な解決にはならないんじゃないかというふうに私は思っています。自衛隊上がりかどうか、警察上がりの方、確かにそういう方も必要だと思いますけれども、やはり根本的な処置をとるということについては、そういった芽も摘んでいかなきゃいけないということをご存じかどうか、お尋ねいたしたいと思いま

す。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（小谷）今、議員さんが仰せのことについては、私どももそういう緊張感の中で今やっているというふうに思っております。その具体を申し上げますと、4月1日、これは人事の発令の日でございますけれども、海田町内の小・中学校の教職員として転勤してきた職員、この数は、過去の例から言うたら、多うございます。逆に、来られた先生が、この海田町の規模でこれだけ人がかわるということについて、ある種人心一新ということもその背景にはありますけれども、そういう意味で話をしたこと、それから、午後の状況の中では、海田町ならではのできるというのが、海田町の小学校4校、中学校2校の教職員全員に集まっていたいて、というのが、全員を集める人数でございますし、全員集まっても集められる場所というか、そのスペースの中でできますので、その二つの話をした具体を申し上げますと、今、現実には海田中が大変な状況であるということをしかりこれを肝に銘じてほしいと。これは海田小学校の教員であろうとも、西中の教員であろうとも、とにかく今、海田中が大変な状況にある。これは今までやってきた先生方も精いっぱいやってくれた。でも、新たな4月のスタートにおいては新たな陣容でやっていかなきゃいけない。さらに、このことは1日や2日が出たんじゃないと。日にちが積み重なってこの現実が出ている。間違っても、小学校から中学校へツケを回してはならんと。こういうような話もしました。それぞれの目の前の子どもをそれぞれの先生がそれぞれの先生の責任で精いっぱい力をつけていただきたい。そして、それぞれの学校が組織として機能できるようにということも含めて、まず個人の先生、学校という教職員が組織としてそれをきっちりやっていこうと。このことについては、事あるたびにみんなが力を合わせながらやっていきたいと。そのことについては教育委員会も全面的に協力すると。これを話しました。

昨年度末、議員さんにも実際に海田中を何名かの方に直接見ていただいております。これはゆゆしき状態であるということも議員さんも承知し、認識していただいております。この点については議員さんからも、教育委員会も頑張れ、教育長頑張れというような言葉も言っていただいております。そのことを海田町の小・中学校の先生方はしかり肝に銘じてほしいと。頑張る人にはしかり応援していただけるというようなことも含めて言っております。さらに、海田中学校においては、先ほども申し上げましたけれども、4月1日の時点から、学校として、とにかく、まじめに頑張る子をまず守ろうと。これが一つ。

そして、授業を妨害する子については、授業に参画できる状況であれば、そっちの一つの動き。でも、妨害して邪魔するようであれば、場を変えて指導する、こういう段階も含めていく。さらには、気になる状況については当然家庭でやってもらわなきゃいけない現実がございます。例えば服装一つからしてそうです。家を出るときにきちっとした服装にしてほしいと。さらには、学校で必要な学習物は家庭から持ってくるわけで、このこともきちっとやっていただきたいというような、どういう文書を出して保護者に協力を頼むか。学校がやること、家庭がやること、ここら辺の文書も既に海田中学校から保護者向けに動いております。そして、学年ごとの懇談の状況もつくっていきこうと。ではあるけれども、何度となく指導を加えた場合に、それでもなおかつなかなか改善が求められないという場合は次の段階をどうしていくかというようなことを含めて、今、中学校の校長とその点の話をしているところでございます。これはもう具体を考えておる状況はございます。いずれにしても、今、海田中学校の教員は、とにかく昨年のことを踏まえ、一丸となって物事をやる。その具体が、まず、7時40分の段階で校門指導を開始し、そして、気になる状況があったら、子どもの個々の指導をし、家庭での改善を求めるといったようなことも今進めているところです。一たん来た以上は少しでも授業に参加できる人間を増やしていくという体制を今から、少しずつですが、やっていきたいというふうに思っておりますので、ご理解とご支援のほどをよろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議長（久留島）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第20号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第20号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第20号議案は原案のとおりこれを決めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第8、発議第5号、閉会中の継続調査事件についてを議題といたし

ます。提出者より提案理由の説明を求めます。総務文教委員会委員長、西田議員。

○ 8 番（西田） 8 番、西田です。閉会中の継続調査事件について、提案理由の説明をいたします。議員各位にはご存じのとおり、議会は会期ごとに独立の活動をし、会期中に限って議会活動を営むものでございます。議会の閉会中においては、地方自治法第109条第9項及び第109条の2第5項の規定により、議会の議決によって付議された特定の事件についてのみ調査を行うことができるものとされております。本案は、各常任委員会及び議会運営委員会の所管の事務調査等について、議会の閉会中も継続して行えることとし、議員の質向上を図り、複雑化、専門化する行政に対応するものでございます。以上で提案の理由を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより、発議第5号について採決を行います。お諮りいたします。

発議第5号については原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、発議第5号は原案のとおりこれを決します。

以上で本臨時会に付議された案件はすべて終了いたしましたので、会議を閉じます。

これにて、平成23年第3回海田町議会臨時会を閉会いたします。皆さん、ご苦労さまでした。

午前11時32分 閉会